京城新聞

無題錄

△△生

▲伊藤公爵は日本に於ける偉大なる政治家である、けれども偉大なる人物は、何れの時凡ての事に於て必ずしも偉大でない事[illegible]である、那翁も亦、其晩年を完ふしなかつた、之を小事は其晩年を完ふしなかつた、並し偉人は常に劇藥の如しだ、之を小量に服すれば其功顯著しきも誤つて之れを多量に服せば却つて其人を殺すのである。

我國憲法政治に對する公の功績は頗る偉とすべく日本文明に貢する所亦甚だ不尠だが直ちに支那朝鮮にも偉大なる功顯ありとするは、所謂劇藥的論錄で早計に失するものとして斥けざるを得ない、例令ば牡丹公は政治上に貢獻せる所大にして學ぶべきことも[illegible]

か知る、世の公を[illegible]の如く[illegible]で蛇蝎視する人も公の榮華を羨んで王侯の如く心酔する人も宜しく鑑む可きではあるまいか。

▲さはいへ伊藤公で思ひ出したが近來青年男女の腐敗墮落を云々する者が多い、然らば中年者はドーであるか老年者はドーであるか余の目から見ると青年は中年者老年者の感化を受けるものだから青年を攻撃するのは取りも直さず自身の映ずる鏡に向つて罵詈惡口するの滑稽を演じて居るものゝさしか見れん、見よ、青年が澤山あるけれども遊郭は寧ろ中年者の爲めに繁昌し、藝妓屋に攀花折柳の痴態を演ずるは老年者流で、妾宅を構へ辨語の花を手折るものも亦老年者に多いではないか、滔々たる社會は擧げてこれである、實に日本で一番偉い或は傑出して居る人物は其政治界にあると實業界にあるとを問はず此宗旨に於ける熱心なる信者である、事情已に此の如くであるにも拘らず老年者は超然として其狂態を默許され中年者の擧動は社會から振向かれないで獨り青年のみに向つて攻撃の矢を放つは片手落ちの措置と慨かざるを得ない、ダガ、これが所謂日本の教育的精神を以て青年に對するのであらう、余は只死んだ人が他人に生命を與へよといふはインポシブルだから今は唯中年者及老年者の自ら反省すべき時代だといふ事丈けを斷つて置かう。

▲人間の權利は平等なるものであるが又ソウ許りも言へない其幸不幸、快樂苦痛、安慰煩悶等總て異つて居る、といつて幸福なるものが薄命な人を侮る權利がなく、快樂なものが苦痛の人を嘲る理由がなく、安易なものが煩悶の人を嗤ふ道理がないのは、人の權利が平等であつて人の價値は貴賤貧富得意失意によつて極められるものでなく人は總べて其人權に於ては平等に生活するものだといふことを證明して居る、然るに社會には人の處生上の價値と人そのもの、權利とを混同して稍もすれば、間違つた思想に支配せられて社會の秩序を紊る者があるのを見て、余は實に浩嘆に堪へない。

●各地方の暴徒情況

△北青管內　極めて平穩なり船舶の出入地にある分遣所は其乘船上陸其他陸揚貨物等に付務常に注意を拂ひ警戒中

△長津管內　大なる賊の出沒を見ず僅に十名位つゝより成る賊團稀に出沒することあり

△咸興管內　下碣隅附近は今尙賊の出沒するを見る其他は概して平穩の狀態にありと云ふ一般に亘り暴徒の良民を裝ひ各所に潜伏し居る模樣あるを以て目下捜索中

△元山管內　安邊郡內に於て八月十九日約三十名の賊と衝突せしことあり二十三日暴徒の間諜を逮捕し取調の結果賊魁數名の所在判明せしに付目下逮捕に努力しつゝあり

△京城管內　概して平穩なるも賊魁黃在浩及李鎭龍の部下なる賊徒今も尙三々五々以て一團を爲し所々に横行し良民を苦めつゝあるを以て目下捜索中又江華島附近は近來賊徒の出沒全く其影を絕つに至り[illegible]近には[illegible]にあり又金浦、楊根郡地方は今尙少數の賊出沒し良民稍不安の念たへず

△平山管內　平山、延安、兎山郡地方に今尙少數の賊出沒せり就中平山郡地方には賊魁李鎭龍の率ゆる約四十名の賊出沒し現に八月二十五日我守備兵と衝突せしことあり

△開城管內　概して平穩なり僅かに長湍郡平地方には今尙五六名の賊の出沒することあるを以て捜索中

△水原管內　少數の賊出沒するも人民に對し著しき被害はなく平穩なり

△春川管內　横城、洪川郡地方に僅か十數名の賊出沒するも人民に對し著しき被害なく概して平穩なり

△垂陵管內　平昌、旌善、襄陽、麟蹄郡地方は今尙賊魁朴來春の率ゆる賊出沒し居るを以て捜索中其他は概して平穩なり

△高城管內　平穩にして記すべき事なし

△鐵原管內　淮陽、金城、華川、揚口郡地方には二三十名より成る賊徒出沒し伊川、平康郡地方には賊魁李永準、金果習等の率ゆる約三十名より成る賊徒出沒するを以て目下捜索中

△右管內に於ける農作物は發育良好にして農民は秋收の豐穰なることを豫想し觀喜の意を呈し居れり(未完)

俳句

●秋十題

ひで子

裂く夜西す東す稻妻の岩に蹴すや胸透く秋の水走る

一秋風に城址冷めたき夕日哉

陰に陽に響くや風の遠碪

落人や露散る樹の二三寸

夜霧こめて關門の灯の赤き哉

よべ透けし籠の虫啼く小暗がり

蒼く澄む湖に霧立つ月夜かな

雁啼くや松原續き海の鳴る

現つ世や詩人多くは秋を病む

(廿五)

川合柳葉

雅致は些と思慮て、

「では穩う致さう、多少君の準備もあらうから明後日の午后から云ふことに……。」

「左樣、明日よりか矢張明後日の方が何角に就いて都合が宜しうございます、では明後日の午後と極めて頂きませう。」

「シテ奈何云ふ事を爲る積だ。」

「それは私に工夫がありますが、登夫侯爵一人ぢやございますまい、例の大山とか云ふ家扶も御一緒でせうね。」

「うむ、そりや無論一緒だ、大山も俳句をやると云つて居たから。」

山川は寸時思案した後、

「實は其家扶に困るのですが……若もですね若も非常に家扶が居て都合の惡い場合は、其時貴方の御力を借ると云ふ事に極めて置きませう、大概奈何にか都合能く行れる積で居りますが……。」

「なあに、大山が居て邪魔になるやうな時よ。[illegible]か宜い方法を運らすよ。」

「何に致しましても、此方へ來てさへ貰へばモウ序幕は開くのですから、萬事は幕を開けた上で臨機應變にやる事に極めませう。」

「しかし君の事だから拔目はあるまいけれど、序幕からボロを見せないやうに旨く賴むよ。」

「細工は流々仕上を御覽なさい、登夫尻尾の見ゐるやうな脚色は致しません。」

「それでは明後日の午後と極めて、萬事其積に計らうから、君の方でも萬事準備を整ねて其積にしてね。」

「よろしうございます、萬事其積りで居ります。」

「では失禮する、折角寛んで居た所を氣の毒だつたね。」

「どう致しまして、御茶一つも差上げませんで誠に失禮致しました。」

かくて雅致は別を告げて歸つて去つた。山川は元の如く戸締りをして、ランプを片手に寢床のある室に來て、

「れ君、今のを見たか。」

「いゝゑ見なかつたの、あれが宇治の御室さんですか。」

「うむ、然うよ、話の模樣は大抵聞いたゞらうが、ひよくれ前に兩肌脫いで働いて貰はなきやならない事になつたよ。」

「聲が小いから何の話だか些も分らなかつたが、奈何云ふ都合になりましたの。」

「どう云ふ都合と云つて、東京の御室侯爵が明後日の正午から此家に遊びに來る事になつたのだから、此間れ前に云つて置いた寸法に、旨く行つて貰はねばならん。」

「そりやれ前さんから話が出てやれと言ひなさる事だから、やらない事はないけれど、可厭だねえ。」

「れ前ばかりぢやない、私だつて惚れた女房に那樣事を爲せるのは可厭だけれど、これも互の利益だから目を閉いて辛抱するより外はない、れ前の事だから如才はないけれど、どうか其處の所を旨く賴むよ。」

「やるからには、美事爲遂げてれ目に懸けますけれど、後で左や右有仰ると可厭ですよ。」

[illegible]小事ぢやないか。」

呼々惡漢、毒婦等は如何なる奸策を廻らさんとするのであらう。

廣告

歐米最新式寫眞場

新築落成廣告

今回新築寫眞場へ移轉仕り來る十月一日より新式撮影方相始め申候に付倍舊の御愛顧奉願上候尙移轉御披露として十月一日より十月三十一日迄定價の二割引

京城南大門通り二丁目(第一銀行新築地前)

岩田寫眞館　長電話五十三番

轉宅

大和町三丁目　新町通新道側

小川靖雄

開業廣告

本月ヨリ開業　眼科梅毒患者ノ診療ニ從事ス

京城旭町二丁目名古屋城上

眼科梅毒專門　海洋醫館

本日より本町二丁目四番戸(元岩田寫眞館跡)にて耳鼻咽喉科、眼科、外科花柳病の診療に從事す

九月廿一日

元漢城病院耳鼻咽喉科眼科主任

從七位醫學得業士　中村健吉

和洋　暖爐販賣

煙突取付請負

京城本町五丁目一番戸

馬木勇吉　電話四七一番

五福眼藥

右ハ日露戰役ノ際滿洲ニ於テ出征兵士ノ眼疾ニ罹ル者多キヲ憂ヒ苦心ノ結果之ヲ使用シテ卓效アルヲ確認シ其方劑ヲ安住藥房ニ與ヘタルモノ也

陸軍軍醫監　從四位勳二等

功三級　橫井俊藏

內務省前衛生試驗所技師

從六位勳六等

調劑監督　杉山仲藏

GOFUKU COLLYRIUM

五福眼藥

定價小十錢大廿錢切手代用　割增送費自辨此眼藥は彼の日露戰爭に際し陸軍方劑として出征將士の眼疾に使用して驚くべき靈效を現はしたり

此眼藥は如何なる惡質の眼病にても僅か二三日使用せば全治保證實に不思議の卓效あります

此眼藥は視力に最重きを措かるゝ陸海軍の將士を始とし廿世紀の劇務に奮鬪せらるゝ紳士學生勞働者其他有ゆる階級の人士に多大の信用を博し好評嘖々たり

本舖　北區齊田町　電東三三六二　安住大藥房

京城本町　新井支店　井口平次

京城本町　近藤藥店　新井本店

平壤大田町　新井藥店

岡本町　仁川　鎭南浦　松本藥店

▲無料紹介欄▼

人事部

●年廿二才中等教育有商業の經驗も有會社又は職員商店員に雇はれたし　姓名在社

●午後四時より九時迄の間にて韓語通譯に雇はれたし　氏名在社

●十七歳高小補習卒業夜間勉學し得る給仕か小僧に雇はれたし　氏名在社

●年十七、高等小學校卒業官衙及銀行會社等へ雇はれたし確實保證人あり　花園町三　靑木　昌治(廿三)

●當年貳十六才中學卒業後支那高等學校卒業本有望なれば職別及び俸給を問はず市內に保證人あり商談苦しからず　姓名在社(廿四)

●年廿二才中等教育あり夜間八時頃より同十二時頃迄被雇度市內に確實なる身元保證人あり　姓名在社(廿六)

●被雇度　旅館又は料理店の帳簿員を望む保證人あり　氏名在社(廿五)

●雇れ度　小學教育を受け多年實業に從[illegible]　(廿七)

●被雇度[illegible]確實なる保證人を有す　姓名在社

●內地某開港地にて多年獨立商業經營の經驗あり當地知名の士に友交多し相當の人と共同事業を望む　氏名在社(廿八)

●內地より商品を引くの便あり當地にて確實なる人と協同事業を起したし但信用ある商店へ雇れてもよし保證人有　姓名在社(廿九)

●傳授　味噌醬油製造法秘訣傳授したし　姓名在社(卅一)

●韓語に精通し韓語の經驗ある青年事業家の事務員又は語學教師として雇はれたし給料不厭地方出張所可　氏名在社(三二)

●女記者　一名至急雇入たし希望者は履歷書携帶申込あれ　某日報社(三三)

●十四五の女家事手傳へに至急雇ひたし　氏名在社(三六)

●旅館か料理屋の帳場に被雇たし　姓名在社(三七)

●被雇度　年齡三十朝鮮語に至極熟練の者にて普通教育ある者　氏名在社(四一)

●求職　年齡卅歳中等教育を受たる男子會社の事務員及商店の記帳方に雇れたし但通勤にても宿家にても宜し　姓名在社(四二)

●人を搜す　旭町一丁目に住する遠藤といへる人にて玄映運と鑛山を出願せる方に至急面會したし　泥洞　玄ツル子(四〇)

●求職　体健の青年高等教育あつて韓語に通ず相當の給料にて就職を望む但し確實なる保證人あり　姓名在社(二九)

●當素なる家庭に疊二三枚若しくはオンドル一間借り受け家族同等の待遇にて下宿したし　姓名在社(四三)

●被雇度　旅館料理店又は商店の帳場に雇はれ度し其他余り勞力を要せぬ事何にても宜し保證人あり　姓名在社(四四)

●普通學教師を望む　某專門學校出身者午前中或は夜間學校教師を望む就中英語演記に通ず　姓名在社(四五)

●年二十四教育有簿記精通商店經驗有午後自四時朝九時迄執務如何を不論就務し度し可成家庭的寄生等望　姓名在社(四六)

物件部

●貸家　平家建長屋五疊半一間外臺所押入あり疊建具付家賃一ヶ月八圓　明治町日韓印刷會社

●二階貸間　長谷川町眺望佳絕賄付にても貸す　同町一丁目　佐々木

●自轉車　中古格安にて至急賣却したし　氏名在社(三四)

●貸家　南山町大韓日報社前家賃八圓と九圓の疊建具付貸家四軒あり　南山町二　曾我(三五)

●借地　明治町三丁目憲兵隊附近にて二十坪餘の貸地を求む(但裏通にて可)　京城本町八丁目　吉田傳次(三八)

●從來開業中の處突然歸國の不得已に付醫療機械藥品及び患者付の儘にて至急讓渡したし　姓名在社(四七)

韓人の猜疑心

東洋拓殖會社に就て

東電の報ずる所に依れば、東拓委員會に於て韓國委員等は其定款に反對して曰く、「定款に依れば會社は韓國の土地全体を支配する者の如し韓國民は恰も印度人の東印度會社に於けるが如く全く土地の所有權を失ふに至らん」との議論をなし紛擾を極めたりと云ふ、之を一見すれば韓國委員等の沒常識にして一途に杞憂するの爲め、然れども一方より觀察すれば之れ韓國人上下の思想を代表せるの觀なきに非ず、猜疑心は韓人の特有物なり、到底及ばずと知りつゝ反抗を試むるは韓人の外交なり、渠等は陰險極る猜疑心を[illegible]日本の對韓策を[illegible]而して較もすれば領土の侵略を受けんと氣遣へる如く假裝して軟弱なる日本政治家に對する日本の保護政策が案外穩和なるを諒知しつゝ之に反抗するは渠等特有の外交術なり、渠等は統監に向て屢々此外交術を弄して成功せり、渠等は猜疑心と陰險なる外交とより外何者をもあらざるなり、如何に寛宏仁慈を以て望むも其底より感謝することを知らざるなり、余輩は之を以て韓國委員等の反對を眞面目に觀る能はず、然れども韓國人が日本の對韓策に猜疑するも事實なり東印度會社云々と呼號するは恐怖と外交とを兼たる最も滑稽なる言草なり、眞面目に之を辨駁するが如きは大人氣なしと雖も、多少恐怖の心あるに至りては聊か辨じて蒙を啓き微くも敢て無解ならんや、日本にして眞に韓國全土を支配せんとならば一擧手一投足のみ、日露戰爭當時に於て之を解決する易々たるのみ、何を好で東洋拓殖會社を創立するを要せんや、日本政府より保護金を與へ日韓共同の制となし、韓人を副總裁及委員となすが如き繁瑣なる勞を取らんや、日韓共同の組織とするも韓國側に於て其資金の提供に困難なるより便宜上土地を提供せしむるなり、斯る煩瑣極ることを忍んでも共同經營になせるは一に韓國の開發を思へばなり、然るを東印度會社に擬して云々と反對するとは外交的意味を含むにもせよ暴論も亦た甚だしからずや之れ正氣の沙汰と云ふ可らず、余輩より之を觀れば我對韓政策は甚だ迂遠にして殊更に拓植會社の如きを創立せざるも、政府にして多少の保護を與へ窮屈なる干渉を去るに於ては自由移住者に依りて優に韓國開發の實蹟を擧げ得べしと信ずるなり、然るに伊藤統監の如き專ら韓人の慰撫に努め、徹頭徹尾御氣嫌取りの溫和なる政策に附込で我儘增長をなし厚意を仇にするが如きことあらば決して恕す可らず、曾て溫和なる伊藤統監も云へりき、韓國を亡すものは韓人なりと、渠等にして輕擧盲動徒に非似慷慨、非以愛國の言を弄して我厚意に反抗するが如きことあらば、伊藤統監は既に角[illegible]日本國民は何時迄も[illegible]看過せざるなり、拓殖會社の成不成は韓國の將來に大關係あり、韓國が現狀の儘にして進むことなくば唯夫れ亡國の外[illegible]拓殖會社の經營は韓國將來の繁榮[illegible]の極なり、韓國を[illegible]之を思はずして徒に反對する如き[illegible]亡すものは韓人の[illegible]外交なり、豈夫れ懺戒せずして可ならんや。

漢城便り

▲本日の社説にも申候通り韓人創立委員等が東拓の定款に就て兎や角口舌を弄し候事は甚だ不埒千萬にて其言草は誰かより教へられたるなるべきも其精神は僅かに彼等が[illegible]

▲一体準禁治産者を相手にして對等の相談を爲が間違にして有害に有之候異に親切あり異に韓人として東拓の利益に浴せしめんとせば須らく目賀田式に事を計るこそ肝要に有之候東洋の聖人が民は頼らしむべし知らしむべからずと申殘されたるは必竟今度の如き場合の爲に有之候

▲現在奈良朝時代の頭腦を以て世に立てる韓人に向つて定款とか會社法とか邦人中に在つてすら素人の解せぬ六ヶ敷問題を韓人の前に提供し彼等の意見を求むるとは如何に文明式なりとて開は餘りに恐にして彼等の突飛なる返答こそ余輩より見れば寧ろ當然に有之候

▲曾てアフリカに於て一耶蘇宣教師は一土王に向ひ十年間說教して一夫多妻の罪惡を說たれども王遂に不改宣教師歎じて曰く斯王を救はんとせばマホメット宗の如く左手に聖典右手に劍を携ふるを要すと余輩は韓人と膝附合せて相談を遂ぐることが凡べて無効に了ることを信ずるものに有之候

▲國債報償金費消事件被告梁起鐸にして伊藤檢事の論告の如く無罪とならば韓人も在留外人も韓國開闢以來未だ有らざりし司法權の獨立を認めて大に驚くならんと存候邦人法官の公明は本事件の落着と共に世界に廣告せらるゝことゝ存候

▲序に一言致候國債報償金は一種の義捐金に有之候義捐金は上依托金と見做すは世界の文明國中日本のみなりとの事に有之候され[illegible]韓國に於ても現在義捐金の性質に就ては各法律家が意見を異にし互に疑義を質し研究中なりとの事に候但し義捐金を以て金鑛株を買ふて良きや惡しきやは問題外に有之候

各地電報

▲警察署長會議　本日より咸興南道警察署長會議當地觀察府に開催され觀察のため來着せし岩井內部警視臨席す(二十五日咸興發)

雜報

●副統監の謁見　曾禰副統監は昨日午前十時帝室博物館長股野琢氏同美術部長今泉雄作氏及東京ブラジル國代理公使ルイスキツマアラー氏を帶同謁見せり

●軍司令部移轉期　軍司令部は十月一日より四日迄に龍山に移轉することゝなるが事務は二日より開始すべしと尚幕僚等は追々龍山の官舍に入る由

●第六師團の着期　交代第六師團司令部は十月十二日午後八時二十三分龍山に同歩兵第十三聯隊本部は十月四日午後八時二十三分龍山に何れも到着あり尚旅團の本部は十月六日午後三時三十分にして[illegible]

●第十三師團の出發期　駐韓第十三師團司令部は十月二十八日午後三時に工兵第十三大隊は十月二十八日午後三時に砲兵第十九聯隊第二中隊の一部は十月二十八日午後五時に同砲兵第十九聯隊第二中隊の殘部は十月二十八日午後三時に歩兵第五十一聯隊の一部は十一月三日午後三時に同聯隊の一部十一月四日午前五時に騎兵第十七聯隊第三中隊の一部は十一月四日午後六時に歩兵第五十一聯隊の一部は十一月五日午前十二時十分に騎兵第十七聯隊の殘部は十一月五日午前十二時十一分に歩兵第五十一聯隊の一部は十一月五日午前五時に同聯隊の殘部は十一月五日午後三時に何れも南大門停車場を出發せられ歸國の途に就かるべし

●官選撤廢期成同盟會

民長官撰撤廢期成同盟會は既記の如く一昨日午後七時より日本人商業會議所に於て總會を開けり出席者は會長幹事評議員以下四十餘名にて左の會則其他に就て協議し同十一時過散會したり尚會費を取扱ふ爲め會計委員を置くことゝし田村義次郎氏を同委員に撰擧したり又當夜出席者より醵出せし費は數十圓に達し同會の運動は着々進捗しつゝありといふ

第一條　本會は民長官撰令の撤廢を目的として民長官撰令撤廢期成同盟會と稱す

第二條　本會は京城居留民の同志者を以て組織す

第三條　本會に左の役員を置く
會長一名、幹事十二名、評議員若干名、
但し右役員は會員の選擧に依る

第四條　總會及役員會は會長之を決定す

第五條　會長は會務を總轄し幹事は會長の指揮を受け會務を處理し評議員は重要事項を審議す

第六條　本會の經費は會員の寄贈金又は醵金に依り之を支辨す

第七條　會員にして本會の趣旨目的に違反したる時は役員會の決議を以て相當の制裁を爲す事

●第四回梁起鐸公判(續)

證人マーテン訊問

夫れより裁判長は辨護人に對し事實に關し陳述したき事あらば可成重復せざる樣申立つべしと告げたるに拘らず李辯護人は檢事は護に被告が國債報償金を詐取せりと公訴せり其の證據如何と述べ裁判長より辯論すべからず辯護士にして此れを心得ざるかと叱せられたるは滑稽なりき辯護人及び被告は別に陳述する事無かりしを以て裁判長は決定したる證人調べのマツケンジー(ホームリンガー支配人)は取調の必要無しと認むるを以て此れにて事實及び證據の審問の終了を宣言して辨論に移り檢事は起立せり

(檢)本件に關し裁判所が鄭重なる事實及び證據の審理を盡されたるを滿足す其の結果不明瞭たりし被告の犯罪行爲は明瞭となりたりと思ひ發す被告に對する犯罪の事實は公訴の際陳述したる如く大韓每日申報社が直接に集めたる國債報償金又は總合所の保管せる報償金を被告が詐僞取財せりとの件なりき然るに證據調の結果に依れば殊にベツセルの證言によれば[illegible]國債報償金に就ては重要なる關係を有せずベツセルが自ら報償金を募集して此れを保管し且保管上の處分をなしたる事を明にし被告が此れに與り知らざる事明瞭となれり尚又總合所との關係はベツセルの證言によれば被告は其の會計檢查役の名を有するも金鑛株の買入れ佛人マーテンへの貸金に關し被告は其の買入れに與らざりし事明白となれり、以上證據調の結果より考ふる時は本件二口に亙る詐僞取財の證據は不充分に歸したるものと認む而して韓國の國債の報償を目的とする金を或は株券の買入れに費し又は個人に貸付けたる事の善惡に關しては被告が犯罪に關係なしと認めたる以上は茲に陳述するの必要なし、以上の意見なれば裁判所に對しては其の本件に關する處置に滿足を表し同時に被告に對しては無罪として且つ放免の宣告あらん事を請求す

檢事の論告は以上の如くにして國際問題迄惹起したる本件の被告人は無罪の請求を受け意氣大に昂れるもの〻如く裁判長は被告に對して檢事の陳述は了解したるかを尋ね且被告が意見ありやを問ふ被告は別に陳述すべき事無きも本件に關しては各新聞紙に傳へられて大に迷惑を蒙りたり何人が如斯誣告をなしたるかを知りたしと述べたり裁判長は更に辨護人に對し意見無きやを問ひ何れも別に意見無しとの事にて決審を宣言し來る廿九日判決を言渡すべしと告げて閉廷す時に午前十一時を過ぐる二十分

●体操講習會

學部は昨年秋五週間京城內官立普通學校長以下韓人教師一同に對し体操講習會を開催したるが其の成績佳良なりしを以て本年此れが第二回を開會する事となり講師は今回新たに來任せし高等學校体操教師橫地副教授漢城師範學校体操教師同副教授及び校洞普通學校なる荻田教監の三氏此れを受持ち漢城師範學校內に於て一昨日開會式を擧行し俵學部次官臨席して開會の趣旨を演說せしが講習生は昨年と同じく京城內官立普通學校長以下韓人教師三十名なり

●体操講習會に就て

學部は今回京城內官立普通學校韓人教師に對し体操講習會を開催せしが右は從來韓人教師は漢文又は國文と云ふが如く專科教員のみにして此れをして普通學科を受持たしむるには各學科を講習せしむる必要あり特に學校教育に必要なる規律の養成は精神的の修養の必要は別として外形的に其の動作を正ふせしめざる可らず此の意味に於て學校体操は最も必要なるに拘らず從來は教員生徒共に其の訓練を缺げる傾きあり此れ諸學科講習の第一着手として体操を撰みたる所以にして殊に韓國の學校にては所謂學校体操なるもの發達せず其の体操科として課せるものは多く兵式訓練の類に限り成年に達したる者に課すべきものを兒童に應用せる狀態にして其の兒童の生理的發育に害あるの慣あり此れ今回新に体操教師を聘したる所以にして今回の講習會を手始めとして學校体操の普及を圖らんとするものなりと當局者は語り居れり

●仁川の特許令講話

一昨日午後四時より豫報の如く有賀審查官の商標令其他の講話ありたるが右審查官は先づ商標の性質より說き起して商標出願人の心得を述べ次いて日米韓三國以外の商人が所有する商標を同一若くは類似の商標を出願するものあるも之れを許可せずと明言し續いて約二時間の講話をなしたり尚商標令に干し特に記憶し置くべき必要事項の概要を擧ぐれば左の如し

一、從來韓國に前三項による商標と同一のものありし場合は韓國在來の分は六ヶ月內に撤廢をなす事

一、萬國合同特許條約國以外の外國人が特許を出願したるときは之れを登錄す

一、韓國特許局に於いて登錄を出願せる向は本國特許局へも同樣の出願をなすをよしとす

一、日韓米人外の治外法權を有する外國人が日米韓商人の商標を剽竊して使用したるときは領事裁判に訴ふの外なし

●商號荷印屆出　仁川商業會議所に於ては特許局に宛て目下仁川商人の所有に關する商標及商號荷印を審査上の參考として屆出て置く筈なるを以て各商人は自己の商號荷印等を會議所迄屆出つべしと

●關釜連絡船晝航復舊　關釜連絡船對馬丸罐掃除の爲休航中晝航は壹岐丸壹隻にて隔日運航の處同船は一昨廿五日朝下の關發より復舊に付昨日より從前の通り晝夜運航の事となれり

●運送同盟會發起會　在韓運送業者同盟組合發起人會は一昨日午後一時より八阪樓に於て開會し組織規則の審議をなしたる結果愈組織するに決し其筋に認可を出願することゝなりたり尚來月初旬龍山八號園に於て創立總會を開く筈なりと云ふ

●信用組合員勸誘協議　信用組合募集員打合は來る廿八日午後一時より仁川商業會議所に於て開會し募集の成績及將來の勸誘方法等につき審議したり

●金融組合貯金部總會　二十八日午後七時より仁川金融組合貯金部總會を開く

●學部の曆本刊行　從來韓國の曆本は明時曆(陰曆)太陽曆の二種を學部觀察所に於て刊行し此れを全國に頒布販賣せしが明年分よりは右の二曆を合して一となし陽曆を主とせるものを學部に於て編纂し龍山なる度支部印刷局に於て製本せしめ一定の頒賣人を定めて發賣する事となせりと云ふ

●特許公報發行計畫　韓國特許局に於ては近々特許公報を發行して各實業團体及各官衙に配付する豫定なりといふ

●第二學校の移轉期　新築落成せる京城第二小學校は廿七八の兩日に移轉し新築落成式は來月初めの日曜頭に擧行せらる由

●三浦氏晩餐會　三浦彌五郎氏來る十月一日有志者新聞記者等を日本人俱樂部に案內し晩餐會を催す由なり

●赤十字宴會　赤十字韓國總委員部を代表し副總長岡喜七郎同藤田嗣章の二氏は來る廿九日午後六時より花月樓に宴會を開催する由夫々へ向け招待狀を發せり

●五十の賊を擊つ　咸鏡南道北青守備隊の上等兵以下七名は九月十一日桃源洞附近にて約五十の賊を擊退し其四を殪す

●長谷川大將の蠶島行　長谷川大將は本日幕僚數名と共に蠶島なる園藝模範場に遊覽す

●明石少將の大邱行　昨日大邱憲兵分隊にて開催せられし各管區長の協議會に列席の爲め一昨日歸任せる明石少將には同日夜十時四十分南大門發車にて直に大邱に赴かれたるが本日夜歸任せらるゝ筈也と

●鍋島侯爵來韓　東亞同文會長鍋島侯爵は柏原同會幹事を隨へ近日當地へ來らる由

●學部大臣の消息　南韓地方視察中なる李學部大臣は公州、江景、群山の視察を終へ全州に向ひたる旨同部筋へ電報あり

●有賀審查官の視察　有賀特許局審查官は昨日平野書記案內にて仁川市中各工場及大商店を訪問し實務を視察したる尚同審查官は便船次第群山木浦釜山方面へ出張し商標令の講話をなす豫定なりと云ふ

●藥師川憲兵少佐歸任　兼て元山地方管區視察中なりし京城分隊長藥師川少佐には昨日歸任せり

●審查官着任　統監府特許局審查官杉田金之助氏は昨日着任せり

●保安課長代理　內部保安課長岩井警視北韓視察不在中は齊藤警視其の代理を命ぜられたり

●鶴岡書記官の出張　鶴岡農商工部書記官は忠清南北道視察のため出張を命ぜられ昨日出發せり

●三浦憲兵中尉歸任　明石少將に隨行せる同中尉は昨日歸任せり

●金融組合役員選擧　仁川金融組合役員中部金三郎氏死去につき欠員となり居たるが廿四日選擧に於て桑野良太郎氏當選せり

公人私人

▲黑崎美智雄(宮內府事務官)　二十五日水原に出張せり

▲佐瀨熊鐵(平壤礦業所理事)　一昨日歸任せり

▲長野晋(開城居留民總代)　一昨日歸任す

▲川上粲治(平壤手形組合理事)　一昨日出京三日月旅館

近事片々

▲大韓協會は現內閣に通告狀を發して其無責任を詰りたりと說あり果して事實乎▲是と同時に暴徒鎭定方針を議し現內閣の責任を問ひ其辭職を勸告する答也と云ふ▲[illegible]▲所謂元老連は頻に往復しつゝありとの事也▲斯くて折角始めたる元老融和の茶話會も何等の効能もなきに非ずや大無益のみ▲死なねば止まぬ政權病冷淡連の政權爭奪運動は見苦しく悟り[illegible]せよや南無彌陀佛▲金允植金嘉鎭等は左程にあせらずとも柔和しく居れば鉢は廻り來るぞかし喝▲桂侯の拓殖委員招待の席上に於て伊藤公は例に依りて滔々韓國論を述べられたり▲先づ協約以來日韓關係益々親密に施政も整頓し是よりは富源の開發に移るべしと▲更に韓國委員に向て日本の政策は韓國を滅すか富強に導くかを此機に研究せよと▲御丁寧にも疑義あらば論議し誤解を一掃せよ之れ諸君の任なりとは例に依て按摩▲最後に日本の對韓政策は確定し內閣の更迭に由りて變更する事なしと益々御入念▲之を聞ける韓國委員は如何に感ずつたろうか陰でペロリと長舌を吐出せしや否や▲敬に統監は伊藤公にカギルとヨボ共には大受け大當り見じめなるは先驅の同胞乎▲保護統治とはダヽツ子に飴を舐めさせ甘やかしつゝ氣永に物を教ゆるの謂なる乎▲鞭撻を加へつゝ恩威を以て利導するに非ざれば何時迄もダヽツ子にて終る可き也▲清國は機敏なり米清同盟論を利用して條約勵行を名とし勞働問題の利益を計ると▲清國の外交は時に大膽にして頗る機敏なり任々歐米外交の上を舞ふことあるなり▲米國上院議員フオレカー氏スタンダード石油會社の爲に斡旋して彈劾せられしとは再び政界に立つ能はざる迄に擯斥を受けたり▲伯林には萬國議員大會あり萬國新聞記者大會あり玆ぜユーロー宰相甚だ多忙なりけり社會鋼裁力の强き斯こそありたけれ▲世界に於ける銅の下落は何を意味する乎銅の產出高の非常に增加したるにも非ず▲銅の需用は將來益々增加すべきや無線にして電氣を送致し得るの時代となりたり▲露都ペテルスブルクに虎列剌發生し再び猖獗二日百餘十名以上の死亡者あり可恐

●西洋梨と韓國

西洋梨は日本梨に比し肉軟かに香氣高くして甘味强く且つ稍砂く日本梨よりも佳良なりとにはあらねども各々特長を有するを以て從來日本に於ては固有種の栽培と共に西洋梨の試植は各地試驗場に於て試みられたるも常に成績好しからず西洋梨は日本の風土に適せざるものとせられしに韓國の風土は曩に報導したる歐羅巴葡萄と同じく其の栽培に適せるものゝ如く大和町なる佐々正之氏が經營に試植したるものは[illegible]居る由にて園藝家は此れを培養せば國產として將來有望なるべしと當局者は語り居り

●夫の仇を討つ　平安北道江界郡の出來事

去る七日の事にて少しく舊聞に屬すれど茲に聞くが儘を掲ぐることとす平安北道江界郡[illegible]と云ふ所に金石平といふ韓人あり七日は親の忌日に當りしかば佛事供養を營み親戚や近隣の人々を招きて酒宴を催したるが招かれたる中に康爲靜(三十)と云ふあり少し後れて來り慌しく戶を開き入らんとせしに先刻より酒席にわりて大分酩酊し居たる張盛文(三十)と云ふ者突然席を起つて入り來れる康の前に立塞り何を騒ぐかと云ふより早く康の頭髮を捉へて打つて懸るに康も餘りに理不盡なる振舞に默つて居ずこれに應じ暫く格闘したるも居合せたる面々の仲裁にて其場は治りしも納まらぬは張の胸にて酒宴の果てんとする時張は金の勝手元に至り出刃包丁を取出し不意に康の左頸部目懸けて柄も徹れと深く突きたれば何かは以て堪るべき康はウンと許りを名殘りにて其場に倒れて即死したり斯る騒ぎに主人金初め一同は只だ驚くばかりなりしを張は見向きもやらず其場に居合せたる康の兄康滑內に打つて懸り死から狂氣の如くに暴れ廻はるにぞ滑內は之れに避易し我家に逃げ歸り弟の妻康召史に向ひありし次第を物語りたるに妻の悲嘆云ふばかりなかりしが何と思ひしか勝手元より出刃包丁を取出し之を懐中に隱して人知れず我家を立出で加害者張の親族姜召史及び趙大雄の兩女に意を通じ張に面會を求めける兩女は何の氣も付かず其時已に歸宅し居たる張を呼び出したれば張は康召史が夫の仇討ちに來て居るとは氣も付かず呼ばるゝ儘に出で來りたれば康召史は見るより早く稻妻の如く飛び出して已れ夫の仇思ひ知れと計りに隱し持ちたる出刃包丁にて張の胸部を目懸けてグサと貫きたり女の一念凝つたる刄先如何でか透らざるべき張は胸部を深く貫かれて此に敢へなく最期を遂げたり此際事を聞きたる我憲兵隊にては直ちに之れが取調べをなし夫々處分したりと之を見聞したる同地方の韓人間には康召史を天晴れ女丈夫なりと大に稱美し居れりとのことなり

●魚を釣らんとして死す　龍山旭

橋通田中マサ長男孝之(九つ)は去る二十二日午後一時近所の小供等四人と凱旋町旭煉瓦工場前の溜池にて釣をなしつゝありしが過ちて足踏外し池中に陷りたる儘出で來らざるより他の小供等は大に驚き斯と龍山分署に急報したるより同署よりは巡査直ちに驅付け池中を捜査したるも何等の手掛りもなく一同大に不審がり居たる二時間を經て死体となりて浮き上りたれば檢視の上母マサに引渡されたるがマサの悲嘆は他所の見る眼[illegible]なり

●有る間敷事

職務の手前且つは大事な鼻の下の關係上今暫らく其の住所と本名丈けは秘しやらんも何んでも某役所に職を奉じ相當な地位を占め居る唐品とかいふ顎髯の馬鹿に濃いまるで髯の中から顔を出したやうな此役人殿は四十男の分別盛なるにも不拘ソレに國には學校に通ふやうな物心の付いた子供の有る身ながら不心得にも役所の事務はソッチ除けにして淫賣買に浮身を窶し兎角浮世は色と酒クヨ〱したとて一生は一生と取る月給も取る月給も淫賣の股座へ注ぎ込み居るは別に不思議はなけれど併し月々五十や六十位の端した月給で飯も喰ひ莨も吸ひソレに酒も飲み女も買ふといふ始末に何うして其の位の月給で足りやう筈はなく何れは不義利の借金をするかサモなくば道ならぬ金儲をするか二ッに一ッの手段を廻らさねばならぬは言ふ迄もなきが案の條唐品は金に窮した其の結果いろいろと思案を廻らし頓て斯うと思ひ當る所ありしと見ねポンと膝を叩いての妙案といふは他にあらず時は去る八月頃佛國教會堂附近に門田某とかいふ一家ありけるが家族といふは今年五十に近き母親の外年頃の娘二人にて都合三人暮しなるが固より女世帶のつゝましやかに其日〱を送り居れるが折柄遊興費に迫つた唐品は氣の毒にも此等の緣弱き一家を利用してセメて日々の酒代なりとも絞り出さんとたくらみ豫て少し許りの知り合を緣故として早速同家に赴き頓て其の靴刷毛の如き口髯を捻りながらさも誠しやかに其の母親に說き勸むには幸ひ君の家は女の手が揃ひ居れば一ッ金を都合して下宿屋を始めては何うかな下宿人の十人や二十人は必ず僕が心配するよ第一僕からして厄介になるよと如何にも明日からでも金の儲かるやうなことを述べ立つるにぞ母親はスッカリ唐品の嘘八百の言葉に乘つて了ひ成程之れは宜い思ひつきと只管下宿人の所は唐品に依賴し自分は直ぐさま金を都合して下宿屋を始めたらしに其後肝心な下宿人が更らに無く第一唐品が心配し呉るゝ筈

●意地汚き泥棒　南大門驛々夫栗林榮次(二十)は二十四日午後三時頃藥峴なる佛國人マーテル庭園内にある栗樹に上り栗を採りつゝありたる所を南大門派出所に訴へられて引致されたり盜みたる栗は僅かに四十餘なりしと意地汚なき泥棒といふべし

●汚物掃除の苦情　北米倉町住人として下の如き投書あり之れが事實なれば監督者は少しく注意して貰ひたいものだ即ち漢城衛生社の事務引繼となりし以來警官監督の下に囚人を使役せらるゝこことて一般に行届きたるは大に謝する處であるが西南の言葉尻にも取つて掛り御定りの權威を振り廻さるゝ故婦女子は誠にチリ賴むと云ふ始末だが餘事さは遂ひ時々主人が應接する必要もないから少しは親切にしてほしい

●贋造手票　平安北道林山邊界居住金國赫(四十)は一昨二十五日午後○時三十分頃當地第一銀行支店に來り軍用手票をば現金に引き換へもらはんとせしに右の手票は僞造なりしかば同行にては其の旨南部警察署へ届け出でしより警官出張同人を引致し取り調べをなしたり

●仲小兒を轢く　一昨日午後二時頃旭町一丁目山口組人力車夫宮崎縣飯星菊太郎(三十)が南大門驛に向ひ疾驅する際御成町十三番戶前にて南大門內倉洞十一統四戶李寅鳳の孫振盛(十三)が横側より走り來りたるを避くる隙なく轢き倒したれば直ちに安東病院に至り治療を受けたるが輕傷なりし爲め藥代を支辨することゝなりて事濟みなり

●車夫の喧嘩　南部向洞統戶不詳人力車夫崔敬俊(三十)及び南部會洞金敬元(三十)の兩人は去る二十五日午後六時頃非常に醉つ拂ひて會洞の人力車駐車場に入り來りしが何事よりか喧嘩を始め果ては取つ組み合つて上になり下になり居る騒ぎの所を通行の巡査に認められ本署に引致されたり

●阿片の罪　南部詩洞鄭萬錫宅にて去る二十四日午後十一時頃四名の者同座して阿片を吸ひつゝあるを西部警察署刑事に見認められ昨日裁判所へ送らる

●洋傘泥棒　住所不定劉聖三(三十)といふ韓人は兼て其筋の注意人物なりしが去る二十四日午後四時蓬萊町三丁目太田方の洋傘を掻攫つて逃る所を南大門派出所にて取押へ引致されたり

●科料二件　北米倉町二番戶島根縣平民玉突業河野好市(三十)は本月十二日午後八時三十分自宅に於て韓人相手に金錢を賭したるの故を以て五十錢長谷川町二丁目廿七番地玉突業山本治之助之れ又本月十三日○時三十分自宅に於て前項類似の禁令を犯したる際に依り同じく五十錢の科料を命せらる

●本日の日曜　本日は九月最終の日曜にて秋も稍や深けて山野も漸く景色ばみ來りたれば室にのみ引込み居るも餘り能でなしと郊外に散策するもの頗る多かるべければ聊か東道の勞を取ることゝしよう先づ城內にては訓練院にて居留民團各學校聯合運動會あり茸狩りせんとする人は南山中旭町一丁目上及び獎忠壇附近最もよし門外にては淸凉里方面好適地なり銃獵家には東門外牧[illegible]日に鴨の飛ぶを見たれば牧場方面は銃獵家に取つては見免がすべからざるの地なり太公望連中には漢江にハヤを釣るもよし東門外にも釣魚の好適地あり鰻漁には松波街道の石橋附近最も好し投網には淸涼里より東方二十丁にある小川最も適せり同川にては多數の川ギス棲息し居れり其他散策には東小門外及び北門外の石坡亭、洗劍亭、麻浦等至る所風致に富めり

サッポロビール

●日曜說教　本日午後七時卅分より長谷川町西本願寺に於ては開敎使の說敎あり

●本日のメソヂスト教會　旭町二丁目名古屋城內なる日本メソヂスト教會に於て本日左の說敎あり參聽隨意なり
午前十時　ミラー氏
午後七時半　曾田嘉伊智氏

●壽座の替り狂言　木村劇明晩の替り狂言は『酒の罪』にて重なる場割及役割は左の如し
光德寺門前、寺院奥庭、元の庭先、元の門前、植木屋文兵衞、鈴木勇宅、植木屋町端れ
鈴木ふ美(野村)間島淸(寺田)鈴木勇(內藤)下女れ松(花井)下男文吉(富士井)植木屋文兵衞(木村)

●天氣豫報(自廿六日午後六時至廿七日午後六時)
北又は東の風晴後曇り
廿六日午前六時各地氣象槪況
全國風力弱く一般に快晴なれども木浦には降雨しつゝあり

（四）　（第三種郵便物認可）　京城新報　明治四十一年九月廿七日　（日曜日）　第七十二號

講談

西山茶話 衣川（七）　桃川燕光

元「御尤もでございますが、併し御隱居樣もお口が惡い、黑田源右衛門などゝお嘲弄遊ばしたから餘程怒りました」西「アハヽヽ、面白かつたな」ドッと笑つて二町程參りますると「エヽ下にー／＼」といふ下座觸しの聲、ハッと思つて彼方を見ると同勢彼是十四五人、立派な武士が馬上豐に乘込んで來る、人民は皆な土下座を仰つて居る、西山公が西「コレ／＼元起、惡い處へ參つたな」源「左樣で」といつて居る中に下に／＼といつて近寄つて來たのは衣川の館主伊達伯耆だ「エヽ仕方がない下に居れ、予も下に居る、予は此の年になつて下に居るのは今日が始めてだ……」是は甚苦で、光圀公に下座をさせる者があるものか、仕方がないから大地に手を突いて謹しんで在になる、處へ伊達伯耆は左樣なことゝは氣が付きませんから、靜かに馬へ參りますと西山公の前まで來て馬が立止つて動かなくなつて了つた。シイッ、動、シイッ、動、何といつても動かない、尤とも馬もさう思つたのでございませう。茲に水戸樣が在なさるから、どうして前へは出られませんといふので、シイガドーでも動かばこそ。ハテ合點が往かんとヒョイと伯耆が傍はらを見ると、大地に兩手を仕いて居る西山公、御顔の色は棗の如く、兩眼の光りは鏡の如くに輝やき、御鼻隆く御口大きく、御額廣く、れ頭髮は撫で下げ、頤の御髯一尺五寸、白雪の如く下へ垂れ……尤とも上へ垂れるといふのはございませんが、凡骨を離れた光圀卿の御樣子を見ると、大きに驚ろいた。馬よりヒラリと飛下つてツカ／＼と其れへ飛んで參りまして大地に兩手を仕へ伯「ハヽッ、恐れながら、其れに在する は水戸の御隱居樣と御見上げ申し奉つる、私儀は伯耆にござります、能き折柄尊顔を拜しました、今宵は衣川の城へ成せられますれば有難き仕合せ、御供を仕つりたく存じます」西「アヽ往かん。露顯をしたか……、如何にも予は西山に當時住居をする西山光圀ぢや……元起どうしやう」元「左樣、入しつたが宜うございませう」西「さうか……コレ／＼伯耆、其方の方へ參つて厄介になるであらう。實は仔細あつて此處まで二三町驅けて參つたが、さて年は老りたくないもの、若盛りの頃は十丁二十丁と驅けても疲れるといふ事はないが、年の故か大分足が惡いやうに思はれる。幸はい其方の馬を貸して異れ」伯「ハヽッ委細承知いたしました。サア召しますやうに」伊達伯耆が馬の口を取つて居りますから、西山公が鞍へ手を掛かるとヒラリと召し遊ばした。

●新聞料　▲一枚金二錢▲一ヶ月前金拾五錢▲三ヶ月前金四拾錢▲六ヶ月前金貳圓▲一ヶ年前金（以下不明）
●廣告料　▲五號活字十九字詰一行一回四十錢▲廣告五號活字十九字詰一行金五十錢
發行兼編輯人　秋山忠三郎
印刷人　高木久馬太
發行所　京城新聞社（京城西部西小門通　電話六六五）